

勤労ふじさわ

発行：藤沢市産業労働課 藤沢市朝日町 1-1 藤沢市役所本庁舎 8 階 ☎0466-50-8222

URL:<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/shigoto/shushoku/sodan/kinro.html>

本紙のデザインは J O B チャレふじさわ（障がい者就労の場）で行っています。



令和 7 年度就労支援セミナー・資格取得講座のご案内

藤沢市では、働き方や就職活動に役立つ様々な就労支援セミナーや資格取得講座等を年間として開催しています。藤沢市に在住・在勤・在学中の方はどなたでも申し込みます。

年間の事業計画はこちらをご覧ください。



「就労支援セミナー」

- ・ビジネスに活かすアサーショントレーニング
～伝える力と聴く力を磨く
- ・中高年のための生涯現役セミナー
～セカンドキャリアを充実させるには～
- ・自己理解セミナー 全 3 回講座
～自分にあった仕事って何だろう！？～
- ・障がい者セミナー
～就活を始めるために必要な準備とは～
- ・ビジネスに役立つパソコン講座 PowerPoint 編
- ・専門家と考える職場のメンタルヘルスセミナー
ほか

「資格取得講座」

- ・ビジネス実務法務検定試験 3 級
- ・FP 3 級
- ・簿記 3 級
- ・IT パスポート など



「一緒に考える働き方相談室」

仕事や職場で抱える悩み、不安等について、国家資格を持ったキャリアコンサルタントが、一人ひとりの働き方について 1 対 1 で相談し、きめ細かくサポートします。

実施日：毎週水・木・金・日

時間：午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分

1 回／50 分（予約制）

※対面のほか、オンラインによる相談も可能です。

「ふじさわデジタル事務人材活躍推進事業」

女性の就労環境の向上を図るため、IT スキルの習得と就労を一体的に支援します。

Step1

女性のためのデジタル事務人材育成プレセミナー
～いま求められているデジタル人材とは何か事務職で生きる IT スキルを知ろう～

Step2

女性のためのデジタル事務人材育成実践セミナー
～事務作業に活かせる！モダン Excel とプログラムの基礎を学ぼう～

Step3

市内企業と実践セミナー受講者との就職マッチングイベントの開催

※セミナーの期間中は無料のキャリアコンサルティングが受けられます。

●セミナー等の予約・問い合わせ

セミナー等の応募方法や講座の詳細、働き方相談室の予約については、F プレイスホームページをご確認ください。

申し込み：藤沢市藤沢市民センター・労働会館等複合施設（F プレイス）就労支援担当

電話：0466-26-7811

<https://www.fujisawa-roudoukaikan.com/>



【目次】

- | | |
|--------------------------------|-----|
| ◇ 就労支援セミナー・資格取得講座のご案内 | P 1 |
| ◇ 令和 7 年度 藤沢市中小企業融資制度のご案内 | P 2 |
| ◇ しおかぜ湘南／育児・介護休業法が改正されます | P 3 |
| ◇ 障がい者雇用優良事業所感謝状贈呈式／障がい者雇用の手引き | P 4 |



令和7年度 藤沢市中小企業融資制度のご案内

藤沢市中小企業融資制度は、市内中小企業の振興と経営の安定を図るための制度です。市内中小企業の方が、運転資金の用意や設備の導入等の際、ご活用いただけます。融資を利用する際は、市による対象要件確認後に金融機関へ申込み、金融機関と神奈川県信用保証協会の審査を受けてから実行されます。



【制度一覧】

資金の種類			資金 使途	貸付限度額	貸付利率 (固定金利)	貸付期間	返済 方法	補助制度対象	
								信用保証料	利子
中小企業 支援資金	一般	市内中小企業の経営に必要な事業資金	運転 /設備	5,000 万円	(1 年超 5 年以内) 1.8%以内	運転資金 1 年超 7 年以内 (据置 12 か月以内)	元金均等 割賦返済	90% (上限 20 万円)	－
	借換資金	保証協会の保証を得た資金を利用している市内中小企業の資金調達等の円滑化等を図るための事業資金			(5 年超 10 年以内) 2.1%以内			－	－
	設備導入 特別資金 (一般)	市内事業所での設備導入に必要な事業資金			(1 年超 10 年以内) 1.5%以内	設備資金 1 年超 10 年以内 (据置 12 か月以内)		90% (上限 20 万円)	年 0.5%以内 2 年間 (上限 20 万円)
	設備導入 特別資金 (SDGs)	「ふじさわ SDGs 共創パートナー制度」もしくは「かながわ SDGs パートナー」に登録している市内事業所での設備導入に必要な事業資金							年 0.5%以内 3 年間 (上限 30 万円)
	短期	市内中小企業の経営に必要な事業資金で 1 年以内に一括返済することが可能なもの	－	(1 年以内) 1.5%以内	1 年以内	一括返済	－	－	
景気対策 特別資金	一般	売上げが減少している方のための低利な事業資金	運転 /設備	2,000 万円	1.4%以内	1 年超 7 年以内 (据置 12 か月以内)	元金均等 割賦返済	90% (上限 20 万円)	年 1.3%以内 1 年間 ※売上減少要件あり
	借換資金	藤沢市中小企業融資制度を利用している市内中小企業の資金調達の円滑化等を図るための事業資金						－	
小規模企業緊急資金		小規模企業者のための事業資金	運転 /設備	500 万円	1.8%以内	1 年超 5 年以内 (据置 4 か月以内)	元金均等 割賦返済	90% (上限 20 万円)	年 0.9%以内
創業支援資金 「キュンとする スタート アップ」	一般	開業前もしくは開業 5 年未満の方のための事業資金	運転 /設備	1,000 万円	1.8%以内	運転資金 1 年超 5 年以内 (据置 12 か月以内)	元金均等 割賦返済	100% (上限 20 万円)	年 1.8%以内 2 年間 (女性、若者/シニア 起業家は 3 年間)
	特定	特定創業支援等事業を受けた方のための事業資金		※運転資金は 500 万円以内	1.6%以内	設備資金 1 年超 7 年以内 (据置 12 か月以内)			

共通利用資格要件

1. 中小企業信用保険法に定める中小企業者（対象外業種あり）又は協同組合等であること
2. 市内に主たる事業所を有し、市内において既に事業を営んでいること（創業支援資金は開業前の個人（藤沢市に住民登録あり）も可）
3. 許認可等を要する事業の場合はその許認可等を受けていること
4. 市税の滞納がなく、必要な申告義務を怠っていないこと



詳細はこちら▲

取扱金融機関

※原則として、市内支店での取扱い(一部例外あり)

横浜銀行 スルガ銀行 静岡銀行 神奈川銀行 静岡中央銀行 みずほ銀行 きらぼし銀行
三菱 UFJ 銀行 かながわ信用金庫 横浜信用金庫 湘南信用金庫 城南信用金庫

※詳しくは…「令和7年度藤沢市中小企業金融のしおり」をご覧ください(4月から順次配布開始！)
配布先⇒ 公益財団法人湘南産業振興財団/各取扱金融機関/産業労働課、各市民センター等

受付窓口・問い合わせ

〒251-0052 藤沢市藤沢 607 番地の 1
藤沢商工会館 2 階 公益財団法人湘南産業振興財団 融資担当
TEL 0466-21-3813 FAX 0466-24-4500
受付時間：午前 9 時～午後 4 時 30 分（正午～午後 1 時を除く、土日祝日・年末年始除く）

しおかぜ湘南 で、充実した ワークライフバランスを実現！

「しおかぜ湘南」は、藤沢市・鎌倉市・茅ヶ崎市内の中小企業のための福利厚生サービスです。
1 人月額 500 円の会費で、従業員の確保や定着化に繋がる充実したサービスをご提供します。
1 名（パート従業員も可）からでもご加入いただけます。詳しくはホームページをご覧ください。

● 主なサービス

- ① 年 3 泊までの宿泊補助（1 泊につき 2,000 円）
- ② 健康診断（2,000 円／年）や人間ドック（8,000 円～11,000 円／年）の補助
- ③ 結婚、出産、入学祝金等の慶弔や永年勤続の給付金制度
- ④ 映画、温泉施設、グルメ、遊園地等のチケット割引購入

今なら「新規加入キャンペーン」を実施中！（※6ヶ月間の加入が条件となります。）

本年 5 月 20 日までのお申込みで加入人数により最大 4 カ月間の会費無料です！

【詳細・問い合わせ】

湘南勤労者福祉サービスセンター（しおかぜ湘南）事務局
TEL：0466-50-3900 営業時間：月～金（祝日は除く）
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
ホームページ：<https://shiokazeshonan.jp/>



しおかぜ湘南
マスコット
「きょーさい」



事業主の皆さまへ

令和 7 年 4 月 1 日から段階的に施行する 育児・介護休業法の 改正ポイント

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などが改正されます。



令和 7 年 4 月 1 日～ 施行の内容

育児	介護
★子の看護休暇の見直し【義務】 ⇒対象の子の範囲を小学校就学前から小学校 3 年生までに拡大。その他取得自由の拡大、継続雇用期間 6 か月未満除外規定の廃止。 ★所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大【義務】 ⇒請求可能となる労働者の範囲の拡大（3 歳未満の子から小学校就学前に拡大） ★短時間勤務制度(3 歳未満)の代替措置にテレワーク等を追加【義務】 ★育児休業等の取得状況の公表義務適用拡大【義務】 ⇒常時雇用する労働者数が 1,000 人超の企業から 300 人超の企業へ拡大。	★常時介護を必要とする状態に関する判断基準の見直し ★介護両立支援制度等の個別の周知・意向確認、早期の情報提供 ★介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認【義務】 ★介護に直面する前の早い段階(40 歳等)での情報提供【義務】 ★介護両立支援制度等を取得しやすい雇用環境整備の措置【義務】 ⇒介護休業と介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は研修や相談体制の整備等の措置を講じなければなりません。 ★介護休暇を取得できる労働者の要件緩和【義務】 ★育児・介護のためのテレワーク等の導入【努力義務】

詳しい改正の内容はこちらをご覧ください。（厚生労働省ホームページ）



令和 6 年度 藤沢市障がい者雇用 優良事業所感謝状贈呈式を実施しました！



障がい者を積極的に雇用し顕著な実績を有する事業所に対し感謝状を贈呈するため、令和 7 年 3 月 18 日に「令和 6 年度藤沢市障がい者雇用優良事業所感謝状贈呈式」を実施しました。

今年度は 1 事業所に対し、藤沢市役所にて感謝状を贈呈いたしました。



株式会社 ジャトス

平成元年に運送業として創立されました。
障がいのある方は、事務員や乗務員としてお
仕事されています。

今後も市内事業所の皆様にご協力を賜り
ながら、市内の障がい者雇用率の向上に向け
て、ハローワークなど関係機関と連携し取り
組んでまいります。

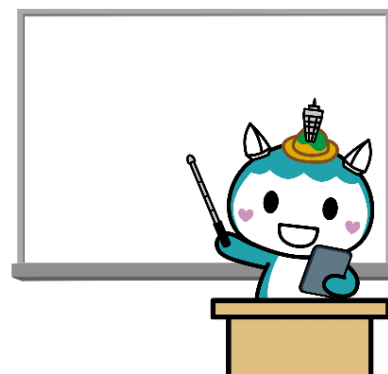
企業向け 障がい者雇用の手引きを発行しました！

「企業向け障がい者雇用の手引き」を発行しました。
この手引きには、障がい者雇用を進めるにあたっての流れや
支援機関の紹介などを掲載しています。

「これから障がい者雇用を進めたい」

「障がい者雇用をしているけれどもうまくいかない」などと
感じている企業の皆様の参考になれば幸いです。

市ホームページに掲載していますので、是非ご覧ください。



<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/shigoto/shushoku/shougaishakoyounotebiki.html>



問い合わせ

産業労働課

TEL:0466-50-8222